

# いじめが起こったときの組織的な対応

アンケート/担任-部顧問面談/教育相談/日常の観察/SC/周囲等からのいじめに係る情報

情報を受けた教職員

## ◎生徒が自死を企図した場合

- \* 生徒を別室で保護する。
- \* 直ちに家庭に連絡し、迎えに来てもらい、安全を確保する。
- \* 医療機関と連携する。

## ◎保護者から訴えがあった場合

直ちに面談をするなど誠実迅速に対応する。

## ◎インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合

- \* 関係事業者に削除依頼
- \* 必要に応じて、法務局・警察等と連携し、適切に対処する。

☆県警相談窓口☆  
0852-24-9110/#9110

発見

情報収集

報告（法で規定）  
※抱え込みがないよう相談しやすい環境をつくる

いじめに係る情報は必ず「いじめ防止等対策委員会」に報告  
担任・学年主任・部顧問  
↓  
生徒指導部長（組織招集・指示）  
教頭 → 校長（組織招集・指示）

## 【いじめ防止等対策委員会】

情報の集約（記録・整理）  
情報の共有・共通理解  
調査方針・役割分担決定

適宜連絡

保護者

報告・連携

教育委員会

◎いじめの重大事態の場合 疑いも含め早急に県教委に相談・報告

## 事実の確認

- 過去のアンケートや面談内容の確認
- 関係者への聴き取り

被害児童生徒 加害児童生徒 周囲の者（観衆・傍観者を含む）保護者

※いつ どこで 誰が 何を なぜ どのように（5W1H）

※「直接見た・聞いた」「他者が見た・聞いた」を明らかにし、正確に事実を記録する。

事実の確認

SC・SSW等外部専門家  
連携

## 【いじめ防止等対策委員会】

報告・事実関係の把握  
**いじめか否かの判断**  
↓  
指導方針・役割分担の決定

適宜連絡

保護者

報告・連携

教育委員会

## ◎特に配慮が必要な生徒への対応

- \* 特性や状況を心まえた支援や指導を行う。
- \* 保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- \* 異なる校種間の連携をさらに進め、情報共有を行う。

方針決定

## 【職員会議】

全教職員で情報を共有し、共通理解を図る

## いじめの解消に向けた対応

### 被害生徒への支援

- ・受容と共感
- ・徹底して守り通す
- ・安全と安心の確保

### 加害生徒への指導-支援

- ・いじめの背景にある心の痛みの受容
- ・仕返し行為の防止

### 集団（傍観者）の指導-支援

- ・心の痛みとの共有
- ・集団としての秩序

### 保護者への対応

- ・事実の報告
  - ・思いの受容
  - ・理解と協力の要請
- ※「怒り、悲しみ、くやしき」を受容し、これまでの努力と協力をねぎらう  
※「被害生徒・加害生徒の未来のために」という目標を共有する

### 解消に向けた継続指導

観察

再発防止

※いじめの解消、再発防止に向けた対応や学校だけでは困難な事案対応のために緊密な連携（早期からの連絡相談）

OSC・SSW等外部専門家

- 関係機関（警察・児童相談所・医療機関等）
- 地域

学校評価  
取組状況・達成状況

新たな未然防止の取組（PDCAサイクルで検証）

### ※解消の要件

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②心身の苦痛を感じていないこと
- \* 少なくとも3か月を目安とする

対応経過観察

即日対応

概ね1週間以内

少なくとも3か月は見守る

